

台風19号で被災された皆さまへ

台風19号の影響で、

住宅ローン・自動車ローン(耕耘機等の農機具を含みます。)、その他の借り入れの返済にお困りではありませんか？

住宅の修理や自動車の買換等で再ローンを組む前に長野県弁護士会にご相談下さい。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
(被災ローン減免制度)により

住宅ローンなどの
免除・減額を
申し出ることができます。

メリット1

手続支援を無料で受けられます

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担して頂くこととなります。

メリット2

財産の一部を
手元に残せる

具体的に残せる金額は、被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

(注) 債務の免除などには、一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

詳しくは下記連絡先までお問合せ下さい。



長野県弁護士会

〒380-0872 長野市妻科432番地
TEL.026-232-2777 (復興支援ダイヤル)
<http://nagaben.jp/>